◆1975年10月29日第３種郵便物認可　毎月１回10日発行◆

関西労災職業病 5月号

（通巻第121号）

関西労働者安全センター　　１９８４．５．１０　発行

大阪市西区新町2丁目19番20号　西長堀ビル4階
☎06・538・0148〔〒550〕　郵便振替口座　大阪6-315742

100円

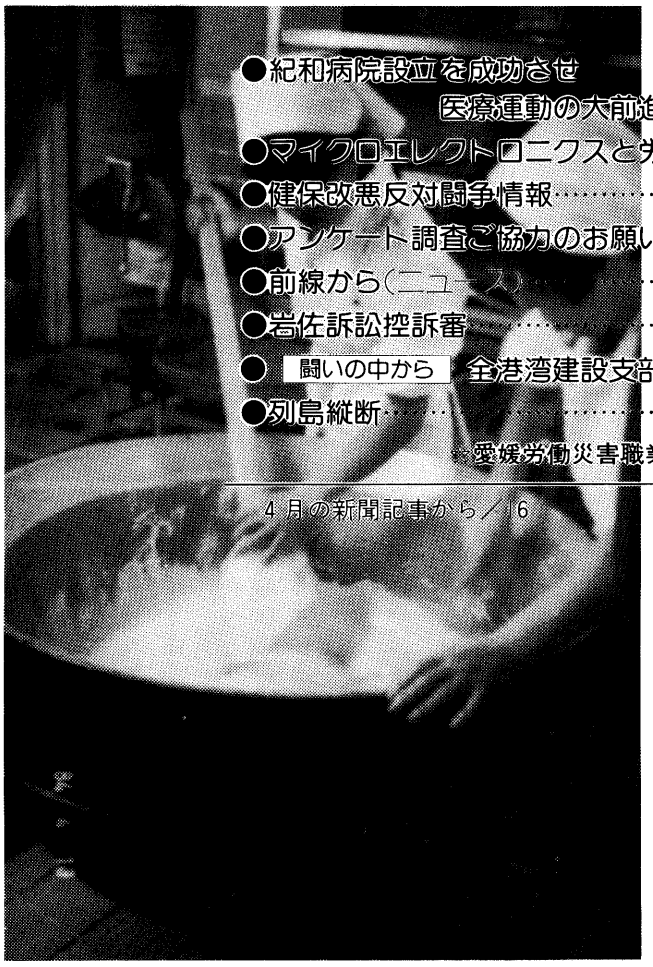

●紀和病院設立を成功させ
医療運動の大前進をかちとろう！……　1
●マイクロエレクトロニクスと労災職業病(11)……　5
●健保改悪反対闘争情報……　7
●アンケート調査ご協力のお願い……　9
●前線から（ニュース）……10
●岩佐訴訟控訴審……17
●闘いの中から　全港湾建設支部名村分会……19
●列島縦断……21
愛媛労働災害職業病対策会議
4月の新聞記事から／16

写真/学校給食調理現場（摂津市）
…… 前線から 参照

和歌山県橋本市

紀和病院設立を成功させ医療運動の大前進をかちとろう！

紀和病院設立準備会

安全センターでは昨年九月の設立十周年祝賀会において、和歌山県橋本市における病院建設を全面的に進めることを発表し、病院設立準備会に事務局長を派遣、その設立運動を支援してきた。幸いにして、準備は順調に進み、今年十一月には当初の予定通り開院できる見通しがつく段階にまで到達している。我々としては松浦診療所に続く第二病院の誕生を心より期待するとともに、労災職業病の拠点病院として、また、進歩的医療スタッフの学校として、そして地域に根ざした病院として発展するよう今後とも引続き全面バックアップをしていきたい。今回は準備会からの報告を掲載する。

1. 設立構想から設立準備会発足へ

私達が現在和歌山県橋本市において建設中の紀和病院は、関西労働者安全センター、医療法人南労会、全林野大阪地本、そして労住医連と、現在の労災職業病戦線の積極性の結集ともいいうる構想であり、基本構想の確定から二年弱という短期間で開院（本年十一月一日予定）にこぎつける目途が立ったのも、これまでの運動の蓄積によるものと思う。

この構想は、八一年十二月、高知県の四国勤労病院五島院長が「大阪の力で奈良・和歌山の振動病問題を積極的にやれる医療機関を作れないか」との提案に始まり、関西労働者安全センター、南労会がこれを前向きに受けとめ、関係医師、全林野との話し合いに入ったことで一気に具体化してきたといえる。当時、我々

には大まかにいって二つの問題意識があった。一つは、労住医連結成の論議の中でも、労災職業病闘争における振動病闘争のウェイトの高さを再認識しており、奈良・和歌山を中心とした林業労働者の問題、また土木建設工事などの振動工具使用の労働者の問題に対して、大阪の戦線としても積極的にとりくみたいということであり、もう一つは、若手医師を中心とした医療スタッフの獲得の問題である。医学生の南大阪フィールド合宿を七五年以来続ける中で、医学生の側からは医局ルートに頼らない研修病院の確保ということが切実な期待として出されており、私達の側においても、研修を受け入れると同時に労災運動などに積極的に参加しうる医療機関の確保は重大な問題であり、その意味でも診療所でなく病院の建設を希望していたといえる。これらの積極的要因に、新病院々長の伊藤医師の参加、そして民間林業労働者の組織化、振動病対策の強化に積極的な全林野大阪地本の意向が加わり、八三年一月段階には構想は具体的な病院建設計画へと発展してきたといえる。そして、私達は八三年四月、病院建設の基礎資金作りを軸に、中心スタッフ、そして運動団体の組織化を目標として伊藤病院設立準備会（後に紀和病院と名称変更）を発足させるとともに第二ラウンドに突入した。

2. 病院建設の推進と組織整備

準備会の仕事は多岐を極めた。第一に基礎資金作りであり、設立地の確保と具体的な建築計画作り、中心スタッフの確定とその教育学習、そして病院が労災職業病の闘いに寄与するための前提条件である関係労組や団体への協力要請と組織化である。設立地については、和歌山市、奈良市などの案が出たが、結論としては奈良、和歌山の中間的位置で、かつ大阪からのスタッフ投入が可能という観点から、和歌山県橋本市と決定、八三年六月には、約千三百坪の土地を購入するに至った。

幸いにして中心スタッフは代表の伊藤医師を中心に比較的短期間に決定し、また資金も多数の方々の支援により、取り組み開始から数か月でほぼ第一次の目標額を達成することができた。経営問題も重要な点であるが、当初は個人病院としてスタートしたが、医療情勢の悪化などを考慮の上、医療法人南労会への合流を昨年十一月に決定、名実ともに松浦診療所との共同歩調とし、併せて、全林野大阪地本が南労会加盟するという形態に落ち着いたのである。このように建築計画は極めて順調に進展し、八三年十月には設計を完了、十二月建築業者の決定、十二月二十二日起工式、新年早々着工と経過し本年十一月一日開院は確実となっている。

一方、運動面における準備活動もこれらと並行して進め、昨年六月段階より和歌山県安全センター、同県林政民主化共闘、奈良県評など主要団体への協力要請を開始、今年二月の和歌山林政総会で病院設立への全面協力が決定されるなど、順調に推移している。

また、地元橋本市においても、南海労組、公労協関係を中心として、体制作りも現在進めているところである。私たちとしては、これらの協力団体の結集体として「病院運営会議」の設置を是非とも組織したいと希望している。

準備経過

1981年12月	四国勤労病院五島院長、和歌山における病院設立を関西労働者安全センターに提起。
1982年10月	元京大労職研代表伊藤医師が病院設立決意。
1983年1月	全林野大阪地本との間で基本構想合意。
1月	古座川山労の健診に参加。
4月	基礎資金作りに向け第一次準備会（伊藤病院設立準備会）発足。
6月	和歌山県橋本市に病院用地取得（1300坪）
7月	和歌山県安全センター。林政共闘に協力要請。奈良県評に協力要請。
8月	全林野大阪地本32回大会にて病院設立協力を決定。
9月	名称「紀和病院」と決定。
9月	関西労働者安全センター設立10周年パーティーにて新病院建設を確認。
10月	工事入札。
11月	経営を医療法人南労会へ移行。
12月	古座川山労健診に参加。地鎮祭。
1984年1月	建築工事本契約。
2月	和歌山林政共闘総会にて病院建設協力決定。
2月	第二次病院設立準備会発足。
3月	全林野大阪地本、南労会加盟を機関決定。
10月	工事完成（予定）
11月	診療開始（予定）

3. 今後の方向性について

私達は紀和病院の基本的目的として三つの点を掲げている。

第一には振動病を中心とした労災職業病の拠点病院を目指すこと、第二には、地元橋本市及びその近隣において信頼される病院として根付くこと、第三には、積極的に若手医療スタッフを受け入れ、研修できる体制を作ること、この三点である。

私達はこの二年にわたって、和歌山県古座川町の振動病検診に参加しその実情を多少なりとも理解することができたが、今後最も重視しなければならないのが埋もれた被災者の掘り起こしである。

木材不況が長期化し、山林労働者の労働条件が低下している中で、病気であること即働く場を失うという危険が伴うということで被災実態はますます表面に出にくくなっているのである。和歌山の振動病問題は紀南が拠点であり、私達は当面健診活動を強化すると同時に中期計画として、地元への医師派遣を計画せねばならないだろう。

橋本市における医療活動の重視は特に言うまでもないことであるが、一つの目標として良心的かつ高水準を目指すとともに、地元の協力団体と一体となって積極的な健康問題に対する取り組みを展開したいと考えており、既に一部準備を進めていることは前に述べた通りである。

以上大まかに、構想のあらましと経過及び今後の展望について述べたが、計画自体が様々な積極性の合算的性格をもち、具体的に経営を守りながら課題を追及していくのは、昨今の医療情勢の厳しさの中では決して容易ではないと思う。しかし、松浦診療所八年の経験の蓄積をベースに、四国勤労病院、札幌緑愛病院、天心堂へつぎ病院（大分）等、先達の足跡を生かし是我非でも新病院の成功をかちとる決意である。安全センターに結集される各位の御支援・御協力を期待します。

快適な環境
安全な職場を求めて

分析、測定のご依頼については直接来所されるか、電話、ハガキ等でご連絡下さい。係員が打合せにまいります。

環境計量証明事業登録
濃　　度　大阪府 10152号
騒音レベル　大阪府 10153号
作業環境測定機関登録　27　43号
（第1.3.4.5号）

医療法人 南労会
関西環境分析センター

大阪市港区弁天２丁目１番30号
TEL.（06）574—8049

マイクロエレクトロニクスと労災職業病 (11)

指標としての「VDT作業における労働衛生管理のあり方」

労働省は今年二月二七日に、「VDT作業における労働衛生管理のあり方」と題する指標（ガイドライン）を発表した。これはあくまでも「関係事業者において自主的な取り組みを展開」する際の指標であって、法的な拘束力を持つものではない。しかし、労働省が初めて具体的な点について示したものであることから大いに注目されている。

まず、労働衛生管理の原則と進め方として「総合的な労働衛生管理活動への自主的な取り組み」を行うことを促している。すでに、労使によって労使協定が結ばれ、大企業等では金のかからない対策をとっていたりすることもあるが、新たにオフィスコンピュータを導入する企業で頸肩腕障害が発生することも多く、その意味では、この指標は発表時からすでに後手にまわってしまっている感がある。

具体的指標として環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育について述べられている。

その中で、作業管理については、（イ）いすや机等の附属施設とVDT、（ロ）その調整、（ハ）作業休止時間について示されているが、具体性が肝心な点で中途半端である。たとえば、労使協定によってはすでに示されているが、装置のレイアウトについてのチエックポイントが明らかでない。また、表示される文字や図形について「できるだけ明瞭かつ読み取りやすい大きさと形のものであること」と言うだけで、文字では何ドットなどというはっきりした基準が示されていない。作業休止時間については「一時間について十～十五分の休止時間」とされているが、一日あるいは一週間の作業時間についての限度が全く示されていない。キーパンチャーの作業管理基準には示されていた「一日四万タッチ以下」のような作業量や人員についての基準が出されていないのである。

結局はあたりさわりない内容に

このように、指標はこれまでにいくつかの労使協約で定められている基準に比べても数段低い段階であたりさわりなくまとめられたものと言ってよいだろう。したがって、VDT労働に関する注意を喚起するという意味はあっても、健康障害防止に実質的な有効なものとはなっていない。たとえば、よりましなイスを購入したりするような金のかからない応急処置といったものはすでに行っているものが多く、「うちは大丈夫」と企業が受け取ることになるだろう。

いずれにせよこの指標は「暫定的なもの」であり、各職場での労使協定の取り組み等を強めることによって、健康障害防止に実効のあがる指標を求める必要があるだろう。

（ガイドライン全文の必要な方は安全センターに御連絡下さい）

指標（ガイドライン）として

「VDT作業における労働衛生管理のあり方」

（概要）

1. 労働衛生管理の原則と進め方

(1) 環境管理、作業管理 及び 健康管理に関して、総合的な労働衛生管理活動への自主的な取組みを行うこと。

(2) 労働衛生管理を進めるにあたっては、労働衛生管理体制の整備、衛生委員会の活用、人間工学的配慮、試行的取組み、教育訓練の実施等に留意すること。

2. 具体的指標

(1) 環境管理

イ、照明・採光は まぶしさを生じさせなく、照度は、鉛直面が500ルクス以下 で 水平面は300ルクスから おおむね700ルクスを目安とすること。

ロ、高輝度の光源がCRTディスプレイ画面に映り込まないように対策を講じ、グレアを防止すること。

(2) 作業管理

イ、いす、机又は台 等は 適正な姿勢保持ができるように調整されていること。また、視距離は40cm～60cmを目安とすること。

ロ、CRTディスプレイや キーボードの 文字は 読み易いものであり、また 画面の上端は 作業者の目の高さより 10°以下とすること。

ハ、連続作業の場合には、目安として1時間について 10分～15分の 作業休止時間を設けること。

ニ、作業休止時間には 適度な動的運動を行うこと。

(3) 健康管理

イ、配置前 及び 定期に 健康診断を行うこと。

ロ、健康診断結果に基づく事後措置を適切に行うこと。

ハ、職場体操を行うことが望ましいこと。

(4) 労働衛生教育

CRTディスプレイの輝度調整方法、グレア防止に係る対策、適正姿勢等について 労働衛生教育を行うこと。

――健康保険法改悪反対闘争情報――

労住医連も参加し社会党が「保険医療改革研究会」設置

あくまで廃案目ざし反対運動の集中を！

連休明けから「健保」をめぐる情勢はいよいよ緊迫の度を加えつつある。政府自民党は中曽根政権存続の攻防をかけて、健康保健法成立をがむしゃらに推し進める意図を露骨に表明しはじめた。そのためには、会期内成立は不可能であり、大幅会期延長を目論でいる。

一方、野党は、現在のところ改悪反対で足並みはそろっているものの政府は妥協案をちらつかせて、民社公明の抱き込みを図っている。そのため、水面下の動きが活発となり五月二〇日頃には妥協案が水面上に出てくることも予想されている。

医師会は会長選挙のごたごたの後遺症を残しながらも、健保改悪反対の旗色を一層鮮明にしながら自民党医系議員を通じた党内工作に奔走している。

社会党は、妥協案成立を阻止してあくまでも廃案を目指してがんばりたいとの意向だが、情勢は決して甘くないとの見方のようだ。

厚生省は、四月二六日に国会に「今後の医師政策の基本方向」という長期ビジョンなるものを提出したが、内容は従来の主張の焼き直しの域を脱せず国会対策用の机上のプランとの見方が強い。

労働者住民医療機関連絡会議は、この間、社会党、総評、医療従事者、医療機関等の代表者で構成される「保険医療改革研究会」に参加し、健保改悪案反対を中心として、さらに長期的な医療改革案作りの討議に参加してきた。現在まで毎週一回のペースで会議が開かれ、四月二五日には、労住医連としての健保改悪案反対、今後の医療改革についての意見を提案している。五月九日には、富士見産婦人科病院被害者の会の代表が医療における患者の人権について報告をおこない、宣言をまとめることにしている。今後、この研究会を通じてさらに長期的な医療改革の方向性が論議される予定になっている。

当面の健康保険法改悪阻止に向け

ては、有効な反撃を加えるべく五月二〇日頃を中心とした極めて重要な極面に向け闘いを準備している。

柴田出稼訴訟関係資料

脳卒中・心臓死に係る業務上認定〈判例〉事例集

■発行責任■

全国出稼組合連合会大阪事務所

関西労働者安全センター

脳卒中（６７事例）

心臓死（２４事例）

付録・脳卒中、心臓死に係る業務上判例（６事例）

B６版111ページ 頒価５００円（冊数に関わらず送料２００円）

明日の医療を私達の手に

—— 健康保険法大改悪反対 ——

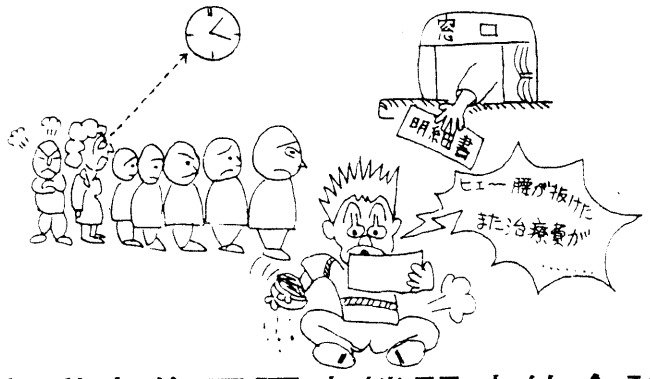

労働者住民医療機関連絡会議

B6版 32ページ 頒価100円 送料(1冊70円 2~9冊100円 10冊以上無料)

職場安全衛生の権利の点検を!!

安全センター

職場の安全衛生実態アンケート

への御協力をお願いします

労組の安全衛生に関する日常的なとりくみをより積極的に推進するということを決め、全港湾関西地本が現在進めている「安全衛生予防協約」闘争に大いに関心をもち、共に闘うことを決めていますが、センターの会員団体を中心にして、職場の労災職業病、安全衛生についての権利、実際の運用等についての点検活動を行うことになりました。そして、その第一歩として、今回これらの問題に関するアンケート活動を行い、問題の多いところについては当該労組と協力して少しでも改善できるよう努力したいと考えています。

今回のアンケート調査は主に一般健診、特殊健診、人間ドック等の健診のあり方と、労災上積補償、解雇制限、リハビリ就労権、あるいは頚肩腕、腰痛、じん肺など疾病別の特別協定など、いわゆる労災、安全協約という二つの点を中心に行う予定ですが、これまで単産のたて割りでは一定把握されていても、それ以外にはほとんど分らないという現状にあっては、お互いに地域の水準や別業種の組合の様子を知り合うこと自体大いに意義があることと考えています。アンケートは当面安全センターの会員団体を対象として行いますが、できればこれまで友好的関係のある労組にまで拡大していきたいと思っています。

上積補償ひとつとってもA社では死亡二〇〇〇万円でB社一〇〇〇万円ということはよくあることです。また無協約という場合すらあります。これは労働組合の所属する単産の違い、業績の違い、組合の力の違いといろいろと原因があることは事実です。しかし、同じ地域で人の命の値段が何倍も違うというのも不合理極まりないことも事実です。安全センターではこのアンケートをきっかけとして、労組の相互の交流を拡大し、少しでも権利の前進がかちとれるよう共に頑張る決意です。

御協力を期待します。

安全センターでは先の第四回総会において、一九八四年度の重点方針のひとつとして、健診、労災協約等、

前線から

北摂

地公災基金審査会が
相次いで棄却・却下
組合側は全面闘争の構え
▼摂津市職▲

地公災基金大阪府支部審査会（仮家達郎会長）は摂津市職がおこなっていた二つの審査請求に対して、棄却、却下の裁決を相ついでおこなった。一つは前号で一部紹介した小学校用務員牧野氏の腰痛再発問題であるが、二度目の腰痛は初発の腰部ねんざ（公災）とは因果関係がなく、本人の骨変化の素因によるものと、診断に当った二つの医療機関の意見を無視した判断を示した。もとよりこれは暴論であり、組合側は五月二日、自治労大阪府本部と協議の上審査請求をおこなった。

また、四月初旬に同審査会は、通勤途上自転車でギックリ腰をおこした保母の申請に対して、審査請求の期限である六〇日が既に過ぎているとして申請却下の裁決をおこなった。この問題は全くの手続的なことであり、時期についても微妙な問題は確かに存在していた。しかし、組合関係者の徹底した調査によって被災者が最初の処分を知ったのは八三年五月二日であり、期限内であることが一定立証されており、またその反証も特に存在しない中で審査会が一方的に期限外と判断したのは全く不当極まりないものである。組合ではこの問題を再審査でなく、審査会との交渉で解決することを決定、四月二七日には大阪府庁の審査会書記局と第一回目の交渉をおこない、処分の不当性について厳しく追及、審査委員との直接話し合いなど二項目の確認書をかちとった。今後この確認書をテコに闘いが強化されるが、センターとしても既に役員会にて全面支援を決めており、地公災基金民主化闘争の第一歩として精力的に闘かいたい。

保母・学校給食調理員の
ケイワン・腰痛 公災申請準備開始

四月十三日、安全センター、松浦診療所健診部、摂津市職は、摂津市鳥飼小学校の学校給食調理員の労働実態について終日見学した。これは同市職が保母、調理員の頚肩腕障害、腰痛症について本格的な公務災害認定闘争を進める方針の一環として企画されたものであ

る。摂津市では八〇年に頚肩腕、腰痛についての労使協定が成立し、三年間に限って、有給で時間内通院の権利がかちとられたが、三年を過ぎても引続き治療を続けねばならない労働者が存在しており、現在は組合側の延長要求が当局に拒否されたままで、有給取得で通院するという状態が続いている。組合ではこれらの状況を突破すべく、一方で延長に向けた闘いを継続するとともに、他方で公災認定闘争を本格的に推進することを決定、当面保母一名、学校調理員一名の認定問題に精力を集中していくこととなった。地公災基金の体質が極めて悪く闘いは厳しいことが予想されるが、現場の声を基金に反映させるために奮闘せねばならない。

大阪

佐世保重工竹林氏解雇撤回闘争

4/11不当判決糾弾集会に百余名が参加!!

昨年八月二三日に「出張」命令拒否を理由に不当解雇された佐世保重工の竹林氏が争っていた地位保全の仮処分申請に対し、大阪地裁は三月三〇日、申請を全面的に却下するという極めて反動的な決定を行った。その決定の内容たるや、まさに最近の司法反動を象徴するものであり、証拠のとりあつかいにおいても会社側に有利なものだけをとりあげるなど、明らかに使用者側の立場からのみすべての物事をみて会社側を勝たせたのである。

この反動決定をうけて四月十一日には、国労会館において決定糾弾緊急集会が開かれ、全金、全港湾、全国一般をはじめ百余名の参加があり、各団体からの連帯アピール、そして弁護団を代表して分銅一臣弁護士から四月四日に大阪高裁に抗告したこと、あるいは地労委への救済申立等今後の闘いの方向が示された。

安全センターとしても今後の闘いに対し支援の強化をはかっていく決意である。

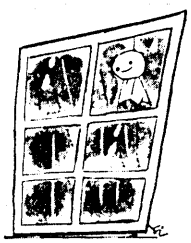

東大阪

オフコンオペレーターの頸肩腕が労災認定

・全金オーシマ支部・

五月七日、天王寺労基署は、全金オーシマ支部の組合員山西さんの頸肩腕障害を業務上災害として認定した。

山西さんは、七八年に㈱オーシマに入社して以来、オフコンのオペレータとして従事していたが、本来二人担当のところを八〇年に七カ月間ほど単独作業をし、その直後に左手首、肩にこりや痛みを生じた。更にそれが慢性化していく中で、八三年一月に通常業務以外の年間労働時間、有給数などの集計作業が加わり、症状が悪化して、松浦診療所に通院治療するようになった。

同支部は早速、山西氏の作業軽減やイス等の改善を会社にやらせるとともに、意見書を作成して、労災申請を行った。安全センターとしても全面的に協力をし、とりわけ、山西氏の件もVDT労働による健康障害の典型例であるとして独自の意見書も提出してきた。

最近、オーシマのような中小企業にもオフコン等が導入され、オペレータの健康障害が問題となっており、労働省としても今年二月に「VDT作業における労働衛生管理のあり方」というガイドラインを初めて出し、予防対策にのり出した。こうした時期に山西氏の労災認定をかちとったことは意義のあることであった。

南大阪

佐野安暴力労政下での旗上げより八年

下請労働者支部が争議終結集会

四月二七日、大阪部落解放センターにおいて、佐野安ドック下請労働者支部争議終結記念集会が行われ、地域の労働組合、大阪地評青年部など百数十名が参加した。集会は、地域合同労組本部のあいさつの後、支部より闘いの報告があり、連帯アピールが参加団体より行われた。

同支部は七六年三月、佐野安ドックの下請企業に働く労働者で結成し、一時は百余名も下請・孫請の労働者が結集していた。しかし結成直後より、佐野安資本は暴力、解雇、団交拒否と徹底して組合破壊攻撃を行ってきた。これに対し組合は、団交拒否の地労委闘争、腰痛症の責任を追及する三

宅裁判闘争を闘ってきた。とりわけ、三宅裁判闘争は、佐野安資本の元請責任を追及する闘いとしてとりくまれたが、残念ながら一審で敗訴し、高裁段階で佐野安本社が解決金を支払うという内容で今年二月に和解が成立した。これにより支部の争議が全て終結したということで記念集会が開かれたのであるが、全く無権利状態の中で過酷な労働を強いられてきた下請労働者が立ち上り、佐野安資本を相手に不屈の闘いを挑んできた意義は非常に大きかった。

集会では最後に、八年間の闘いを闘い抜いてきた支部の組合員は今後、更に職場・地域でがんばるという決意が示された。

南大阪

第10期労仂者針灸学習会スタート

約40名の受講生

五月十日、関西労働者針きゅう学習会が始まった。労働者が自ら針きゅう治療の技術を習得することを通して、職場での命と健康を守る闘いを進めようとするこの学習会は、すでに延べ人数で三百名以上の修了者を送り出すという全国的にも例を見ない大きな成果をうみ、今年度で第十期を数えることになった。

十日の開講式は、午後六時より、針きゅう学習会のこれまでの八ミリ記録映画の上映で始まり、全港湾大阪支部安全衛生委小泉委員長、安全センターの紙谷氏、松浦診療所の松浦医師の、それぞれ十回の歴史をふまえたあいさつが行われた。続いて、学習会実行委員長の品矢氏から、職場や地域で修了生がどのように針きゅうを生かしているかという実例の紹介を交えながら学習会の意義が改めて明らかにされた。

すでに定着して久しいともいえるこの学習会を更に発展させるべく、実行委、参加者の奮闘が今後更に期待されるところである。

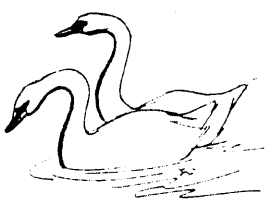

東大阪

グラインダーエのじん肺問題
地域ぐるみのとりくみへ

松原市にある全金大和鋼業支部の組合員Aさんは今年三月頃よりじん肺症が悪化し、休業して阪南中央病院に通院することになった。同病院の診断によるとAさんは以前九州の炭鉱で働き、退職時にはじん肺管理2と決定されていたが、その後大和鋼業で十五年にわたり鋼材の溶断とグラインダー作業に従事していたためじん肺が悪化し治療を要する状態になったということであった。

同支部では早速、Aさんのじん肺問題にとりくむことを決め、全金東大阪地協、阪南中央病院等の応援をえて、　さんのじん肺管理区分変更の申請を行うことになった。また、大和鋼業はじん肺指定職場でありながら健診や環境測定なども行われておらず、Aさんの問題をきっかけにそれらにもとりくんでいくことにしている。

南大阪

労働安全衛生予防協約
六月締結めざし第一回団交
・全港湾関西地本・

四月二六日、全港湾関西地本において大阪支部安全衛生委員会が開かれた。午前中は、大阪支部で闘われている針きゅう治療制限反対闘争を中心に担っている米穀運送分会より、現在すすめられている大阪府や農林水産省等との交渉報告、あるいは五月十五日～十七日にわたって行われる全体安全パトロールの実施について討議され、今回の重点目標としてグレーンとフォークリフト（安全装置の機能・位置、使用方法等々）の点検調査があげられている。

また午後からは、現在全港湾関西地本が今春闘の柱として闘いを進めている「労働安全衛生に関する予防協約」（先月号参照）について経営側との第一回目交渉が行われ、組合側提出の「予防協約（案）」が説明された。具体的内容についての交渉は次回（五月十日）より行われるが、この交渉は数回にわけ、六月頃の締結をめざして進められる予定である。

大阪

安全センター二万枚ステッカー作戦

街かどに既に一万五千枚

「職場の病気・ケガで困っている方は・・」というマンガ入りのステッカーが大阪の街角で見られるようになってきた。この安全センターのステッカーはりは三月からセンター会員の手によって行われているもので、すでに大阪の各地で取り組まれている。現在取り組まれている地域は、東区（東地協）、生野、東成（全金生野、東成ブロック）、港区（全港湾、全金を中心に各組合）、西区（全逓西大阪支部）、住之江区（全造船）、吹田市（吹田労災をなくす会）、此花区（此花労働者センター）、堺市（ゼネ石労組）。他に大正区、北区でも取り組まれている。

隠れた労災・職業病は多く、未組織労働者、大手企業の御用組合の労働者はほとんど泣き寝入りの状態であり、こうした宣伝活動を大いに推進していく必要がある。安全センターでは当面二万枚のステッカーはりを目標にしており、会員、読者の御協力を引き続きお願いしたい。

職場の病気・ケガで困っている方は

はたらくものの健康相談

（ステッカーは六版でシールになっていて、手軽にはれます）

四月の新聞記事から

四・三　羽田日本医師会新会長が定例代議員会で、医療法改正を批判。

富山でバス運転手が運転中に突然倒れて死亡。百メートル暴走し激突。

名神高速愛知県岩倉市付近で、トラック五台が玉突き衝突、三名死亡、五人重軽傷。

四・四　高知県比島山山崩れ訴訟で、高知県、高知市が控訴。

四・六　東大阪でトラック衝突、夫婦死傷。

メッキ廃液たれ流しで港区など二工場捜索

四・一〇　給食調理員の「指曲がり症」について自治労が全国調査開始。

四・一一　児島―坂出ルート瀬戸大橋で、橋脚の型わくが崩壊。作業員五人死傷。

四・一二　港区のコンクリート工場砂置き場で作業中転落し窒息死。

四・一七　阿倍野で指導主事飛び降り自殺。六日間発見されず。

つま恋LPガス事故対策委員会が、人災と断定。

四・一八　淀川区でライトバンの会社員がトラックと正面衝突し即死。

四・二〇　労働省が男女雇用機会均等法案要綱を婦人少年問題審議会に諮問。

四・二一　阪神高速芦屋で、トラックが乗用車に追突炎上、三人けが。

四・二二　男女雇用平等法労働省案反対で、大阪国民春闘共闘会議が集会。

四・二四　バイト中の青酸コーラ飲用によって高校生が死亡した事件で業務外と大阪地裁判決。

新宿バス放火事件で「心神耗弱」を認めて無期懲役判決。

四・二六　城東区の精油工場で添加剤噴出二人やけど。

報徳会「宇都宮病院」の石川前院長を無資格診療させた疑いで逮捕。

四・二七　「健保」成立のための会期延長を自民五役一致。

関電の南港LNG火力発電所計画について、住民団体が府と初交渉。

七〇年末の未熟児網膜症について、両親の訴えを棄却。

原発内被曝裁判岩佐訴訟

――歯切れの悪い日本原電側証人――

控訴審 いよいよ大詰め

岩佐訴訟を支援する会事務局

五月一日メーデーの日、大阪高裁二〇二号法廷において、被告・日本原子力発電㈱の元安全管理課長田中瑞衛に対する証人尋問が、傍聴席を埋めた人々の注視のもとに行われた。

田中は、原告・岩佐嘉寿幸氏が作業した七一年時点よりあとにこの職に就いた人であるが、七四年当時岩佐氏の主治医・田代医師のもとに、作業時付近の放射線管理記録を携えて説明に訪れた人間であり、きわめて重要な敵性証人である。

くいちがう
日本原電側の主張

尋問における重要点は四つあった。

第一に、田代医師を、田中が事情説明に訪れた際、田代医師は「作業当日の記録はないか」としつこく聞いたにもかかわらず、田中は「ない」と答えていた。その記録が後日原電から出されるのであるが、「ないと言っていたものがあるというのはおかしい。ネツ造ではないのか」という原告側の主張に対し、「当時東京の本社に資料を集めていたため、敦賀の現場にはなかったということだ」と被告・原電は釈明していた。

ところが、田中は証言の中で、「敦賀の自分の手元にはあったが、自分が必要ないと思って持ってこなかった」という趣旨を述べ、これまでの「釈明」との食い違いが露わにされた。

第二は、岩佐氏と同じく敦賀原発で被ばくし、国会でも問題になったA氏の問題に関する尋問である。これが国会で問題になった際、ゴマカシ、居直りに奔走した原電の責任者がこの田中であった。A氏の場合、被ばく線量を計測するポケット線量計の針が最大目盛の二百ミリレムを振り切れていたにもかかわらず「0」と記入されていたのである。そうした、きわめて犯罪的なズサンさを持った「管理」のトップに立っていたのがこの田中であり、そうした点についての原告側弁護団の尋問に対して、田中は、「知らぬ」「存ぜぬ」で、終始するというタヌキぶりであった。

作業現場近くに炉水取り出し口があった???

第三は、一審、二審を通して最大のナゾの一つであった岩佐氏が、パイプの穴あけ作業に使用した「水」はどこからとってきたものなのか、に関することである。岩佐氏が右ひざに被ばくをうけた原因のうち、考えられる最も疑わしいものの一つが、この水が汚染水であったということである。弁護団は、作業現場の原子炉入口付近にあった「流し」が、実は原子炉水分析用の炉水取水口ではなかったのかという極めて注目すべき追及をおこなった。田中は、一瞬言葉につまり、被告弁護団も予想外の追及にしばしボーゼンのようすが見受けられた。田中はまたしても「知らぬ存ぜぬ」でおし通した。今後のこの点の追及が注目されるところである。

第四は、岩佐氏がパイプ支管とりつけ作業をした直径四〇センチの海水パイプの位置の放射線測定記録が、とりつけ作業直後、「五～十ミリレントゲン／時」という異常値を示していることについてである。田中はこれまでの原電の釈明の通り、「それは近くを通るドレンパイプについてのものと思う」と述べたが、それは、確たる裏づけがあってのことではなく、「その辺で、五～十の値というのはドレンパイプしかない」という全くの主観に基づくものにすぎないのである。記録に残っているものですら、強弁によって居なおる態度は全く許せないものである。

控訴審は、今回で証人尋問が一段落し、当面、原電側より申請されている岩佐氏の右ひざ放射線皮フ炎に関する医学鑑定をめぐって動くことになる。一審においては、原電のたてた鑑定人が法廷で論破され、再鑑定となり、「放射線皮フ炎の疑いは否定できない」とされ、医学的判断については原告有利に展開した。が、判決は、「虫さされやヤケドの可能性もある」という全く誤った判断を示した。控訴審では、田代医師の証言などにより、判決の誤りは明白となったのであるが、これへの対抗措置として、原電が性こりもなく「鑑定」をまたぞろもち出してきたのである。

今後の日程は未定であるが、こうした原電の悪あがきを許さない闘いを進めていかなくてはならない。多くの皆さんの変らぬ御支援を訴える。

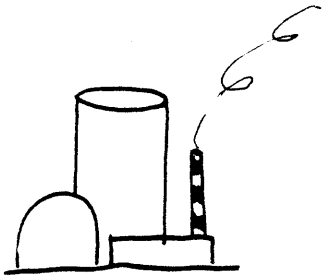

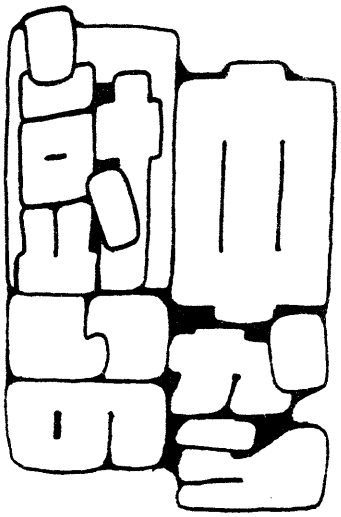

ついに和解成立！

雲見労災（脳血栓）損害賠償裁判

名村造船責任認め500万円支払う

全港湾建設支部名村分会

さる七九年提訴以来、元請としての名村造船の責任を追及して、一〇〇〇万円余の損害賠償を求めて争ってきた雲見労災（脳血栓）損害賠償裁判が、ついに和解となり、名村は責任を認め五〇〇万円を支払うことで決着となりました。

弁護団、関西安全センター、松浦診療所、労災職業病と闘う関西研究者交流会、建設支部治水分会、支部分会、本人、家族の一致したねばり強いたたかいが、名村造船を大きく追いつめた成果です。みなさんの御支援、御協力に心より御礼申し上げます。

キツイ・キタナイ・キケンな仕事は下請労働者が

雲見義男分会員は、六年余前の七七年十二月、仕事中に脳血栓を発病し、右半身マヒ、言語障害などの後遺症を残すという災害にみまわれました。同分会員も含め、七八年一月には、名村造船による組合つぶしの下請会社解散ー全員首切りにあいながらも、組合独自に労災認定闘争にとりくみ、発病後七カ月にして、ついに労災認定をかちとりました。

「ひずみ取り」というのが同分会員の従事していた作業ですが、せまいタンクや船底で、ガスバーナーで鉄板を八〇〇度ほどに熱し、水をかけて冷して鉄板のひずみを直すというもので、その中は、冬でも七〇～八〇度、夏では八〇度以上にもなるという高温下の作業でした。

造船所では「キツイ、キタナイ、キケン」な仕事は下請労働者がになわされており、同分会員も十分な環境対策もされない中で働かされており、それが発病に大きく影響したこ

とが認められたのでした。

右半身マヒという重い障害にみまわれながら、名村はあやまるどころか、何の補償も行なおうとせず、ついに本人と分会は名村を相手どって責任を明らかにするべく裁判にふみきったのでした。

以来丸五年、あらゆる手をつくして科学的にも立証を強め、ついに名村を追いつめたのでした。

下請労働者の労災責任を元請が認めたことはとても大きな成果です。この闘いが次の大きな一歩の足がかりとなるものと確信します。

皆さまどうもありがとうございました

雲見久恵

私は日頃皆様方にお世話になっている雲見義男の妻でございます。

七七年十二月二七日、作業中「脳血栓」で倒れ、青戸工業も名村造船も「労災申請」すら行なって下さらなかったにもかかわらず、組合皆様方の御力で労災認定をかちとっていただき、またこの度は難しい損害賠償の裁判を七九年四月に提訴していただき、中北弁護士、谷池弁護士さんを始め津口さん、新井先生、坂本さんに証人に立っていただき、真心のこもった証言をして下さいまして頭がさがる思いです。この難しい裁判も八四年四月に和解成立の運びとなりました。これもひとえに日頃、全港湾の皆様方が仕事を終え疲れているにもかかわらず、夜遅くまで裁判の打合せに、ある時には裁判所にと何十回も足を運んでいただいたおかげです。そして、松浦診療所健診部、安全センター、建設支部治水分会の御協力で真夏と真冬に模擬実験をさせていただき、いろいろな所で多くの方々によき「アドバイス」をもしていただき心より感謝致しております。

今日まで、六年三カ月ふり返ってみますれば、当時高校を卒業したばかりの長女は短大を卒業し、幼稚園に就職、今は結婚し五月の末には孫が生まれる予定です。また、当時小学校を卒業したばかりの長男は中学高校を卒業し、今は職業訓練校に入学し、二年後には社会人として一本立ちしてくれそうです。

ここ数年は、貝塚の自宅から松浦診療所までひとりで通院していた主人が、昨年七月に突然再発して、玉川先生の御紹介で岸和田徳州会病院に入院し、以前より後遺症はきつくなりましたが二カ月間の入院で今では、週一回私がつきそって通院できるようになりました。

このように子供達が成長でき、主人も通院できるようになれましたのも皆様方の御力添えでございます。

主人が一筆御礼申し上げなければならないところですが、何分にも「右半身マヒ」していますので私が乱文にて失礼させていただきました。本当に苦しい長い闘いではございましたが、御協力ありがとうございました。今後ともがんばって参りますのでよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

列島縦断

ここにも安全センターが…

愛媛労働災害職業病対策会議

愛媛労転対の発足

愛媛労災職業病対策会議の発足が行なわれたのは一九八二年十二月です。その組織構成は、全金愛媛地本、全国一般新居浜支部、日本検数労組新居浜分会、新居浜労災職業病患者会新居浜医療生協等の団体で成されることを基本としていますが、労組役員、活動家の個人も構成の一役を任っています。

この愛媛労職対の発足にあたっては、主に新居浜を中心とした労災職業病についての個別のとりくみが、愛媛労職対の前身である新居浜労職対によって行なわれています。いくつかあげてみますと、港湾労働者の頚腕症、腰痛に関する認定闘争、じん肺管理区分における行政追及、勤務中脳内出血死労災認定、検数労働者を始めとした健康調査、学習会活動等があります。

さらに、新居浜労職対以前においては、新居浜医療生協を中心とした鉄工所女性労働者の振動病についてのとりくみがあります。

マンガン中毒では関西安全センターとも連帯

一方、愛媛労職対結成の後においては、職場からの運動をめざし、現場や職場での学習会、腰痛等を始めとした健康アンケート調査や健診、そして報告集会が行なわれています。また、地域単位としても、愛媛県南予地方の元マンガン鉱山労働者に発生しているじん肺、振動病、マンガン中毒などについて、労住医連や岡大の調査をもとにとりくみ、じん肺管理区分申請や、労災認定を勝ち取ってきています。また、その取り組み過程の中では、関西労働者安全センターや愛媛地評等との連帯が数多く生れています。

更に、じん肺、振動病等に関する想談や労災認定について一つひとつ具体的に取り組んでいます。

現場での学習会も

さて、こうした中で、愛媛労職対の実践課題を、一つは個々の労災認

定の課題として、もう一つは、職場単位の調査、学習活動として運動を行ってきましたが、とりわけ、後者の運動については、それを更に職場安全活動として展開するには致っておらず、依然として個々の認定問題から大きく抜け出ていないのが現状であります。従って、針きゅう制限反対についても、単組の中央（全金や全港湾など）での労働省交渉や、地域でも、地区協闘での反対署名活動などが行われたものの、大衆的な拡がりは一歩であったことなども、その傾向を表していると言えましょう。

しかしながら、全般的には、労災職業病がどのようなものであるかを、被害者を前に出すことによってよりはっきりさせ、当面する課題に真直に取り組んでいくという意味では、実践的な運動を県下の労働者に示すことができていると言えましょう。

実践を旗印に 前進あるのみ

愛媛労職対のおかれている現況は、きわめて苦しいものであります。則ち、新居浜を中心としてではあるが、企業城下町と言われる如く、巨大独占資本の壁は労働者の間の壁をもつくっていることであり、また、愛媛労職対の組織力が弱いことでもあります。

世界的な不況と、資本の「安定成長」の名による合理化攻撃は、これまでの高度経済成長期に生み出された職業病や労働災害に加えて、制度的な、より社会的な攻撃として、これまで既得している諸制度や、補償を一挙に大幅に後退させようとしています。一方、労働者は賃上げ妥協、春闘敗北等々の保守受け身の劣勢の位置にあり、労働者の闘いの隊列を整えることが必要となっている時期にあります。それ故、労働安全衛生についての取り組みは、これまで以上に重要であり、愛媛労職対もまた、大きな前進を必要としております。

よちよち歩きの組織体にかかわらず、目の前にはあまりにも大きな問題が立ちふさがっております。しかし、これを突破するのも労働者の連帯と力のみであり、恐るることなく、実践を旗印に前進あるのみであります。

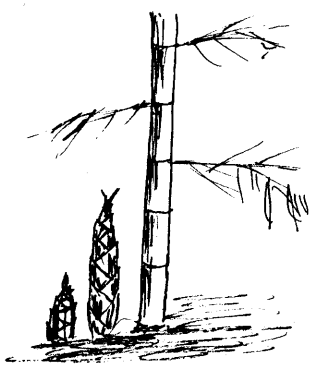

昭和50年10月29日　第三種郵便物認可　「関西労災職業病」　5月号（通巻第121号）昭和59年5月10日発行　（毎月一回10日発行）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

◉ 料金表

部数	料金（年額）
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金（月額）
5部	500円
6部	600円
●以上1部増えるごと100円増	

● 郵便振替　大阪6-315742

● 大阪労金口座　梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

㈱千里印刷　06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28